税制調査会(法人課税DG④) 〔地方法人課税の改革、外形標準課税〕

平成 26 年 4 月 24 日(木) 総 務 省

り 次

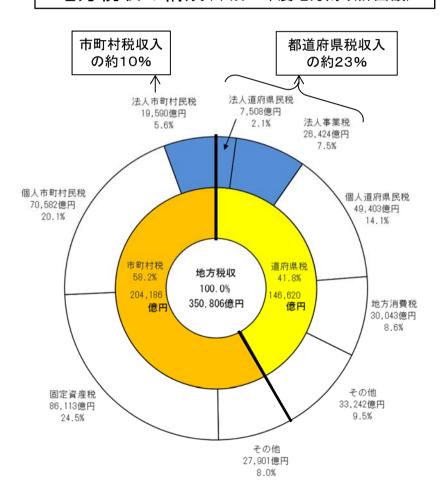
・地方税収と地方財政の財源不足の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
・法人関係税の国・地方の配分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
・法人課税の概要(平成26年度改正ベース)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
・人口一人当たりの税収額の指数(平成24年度決算額)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
・主要税目(地方税)の税収の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
・「地方法人課税のあり方等に関する検討会」報告書(平成25年11月)(関係部分抜粋)・・・・	7
・平成26年度与党税制改正大綱(地方法人課税の偏在是正)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
・外形標準課税に関する政府税制調査会答申・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
・外形標準課税制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
・外形標準課税導入と法人実効税率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
・わが国税制の現状と課題ー21世紀に向けた国民の参加と選択ー(抄) (平成12年7月 政府税制調査会答申)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
・「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」(抄) (平成19年11月 政府税制調査会答申)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
・外形標準課税対象法人における所得割・付加価値割・資本割の税収推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14

・全国知事会「平成26年度税財政等に関する提案」(平成25年10月)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
・法人住民税の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
・法人住民税均等割の税率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
・法人実効税率に関する地方団体からの意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
・個人住民税の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
・税源移譲時の個人住民税の税率構造の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
・固定資産税の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21

地方税収と地方財政の財源不足の状況

- 〇 地方財政は、地方税収(35.1兆円)の約3割に相当する巨額の財源不足(10.6兆円)が生じて おり、極めて厳しい状況にある。
- 消費税引上げによる地方の増収は実質3兆円程度であり、今後も厳しい財政状況が続く見込み。

地方税収の構成(平成26年度地方財政計画額)



地方財政の財源不足の推移 (兆円) 20 18 …地方交付税の増額等 凡例: 16 財源不足額 14 …地方債の増発 12 10 昭525354555657585960616263平234567891011121314151617181920212223242526 51

(注)財源不足額及び補塡措置は、補正後の額である(平成26年度は当初)

法人関係税の国・地方の配分

< 税収 >

※ 平成26年度予算・地方財政計画ベース

国・地方を通じた法人関係税収の6割強は地方財源である。

税収総額:17.6兆円 国税 地方税 地方法人 特別税 (2.2兆円) 法人事業税 法人住民税 法人税(10.0兆円) (2.6兆円) (2.7兆円) 均等割 所得割 所得割 法人税割 加価値 国分 地方交付税 原資分 (法人税×34%) 割 0.5 兆円 (3.0%) 3.4兆円 2.0兆円 1.8兆円 2.2兆円 6.6兆円 (19.4%)(11.4%)(10.1%)(12.4%)(37.7%)地方法人税(3億円)— ※ 図中の網掛けは、地方分の 収入割 0.2兆円(1.1%) — 法人所得課税を示す。 資本割 0.2兆円(1.3%) -収入割 0.2兆円(1.2%)— 地方分 10.9兆円(全体の 62.3%)

法人課税の概要(平成26年度改正ベース)

※ 税収はH26収入見込額

法人税 (国) ※ 税収の34%は地方交付税の原資

所得

税率 × **25.5**% =

法人税額

10.0%円

地方法人税 (国)_{※新設} ※ 税収の全額が地方交付税の原資 法人住民税法人税割の一部(**約0.6兆円**) を国税化したもの

法人税額

× 4.4%

※ H26.10.1以後適用税率

法人住民税 (県·市)

2. 7兆円

法人税割

均等割

県

市

法人税額

法人税額

× 12.3%

(9.7%)

1. 6兆円

× 5% (3. 2%)

0. 6兆円

※()内はH26.10.1以後適用税率

0. 5兆円

【資本金1億円超の普通法人】 2.8兆円

所得割

所得

× 7. 2%

2. 2兆円

法人事業税(県)

4. 8兆円 (2. 2兆円)

※()内は地方法人特別税 (内数) 付加価値割 外形標準 ¬

資本 割

付加価値額 《収益配分額+単年度損益》

資本金等の額

× 0.48%

0. 4兆円

× 0.2%

0. 2兆円

【資本金1億円以下の普通法人・公益法人等】 1.6兆円

所得割

課税

所得

9.6%

1. 6兆円

【電気供給業・ガス供給業・保険業を営む法人】 0.4兆円

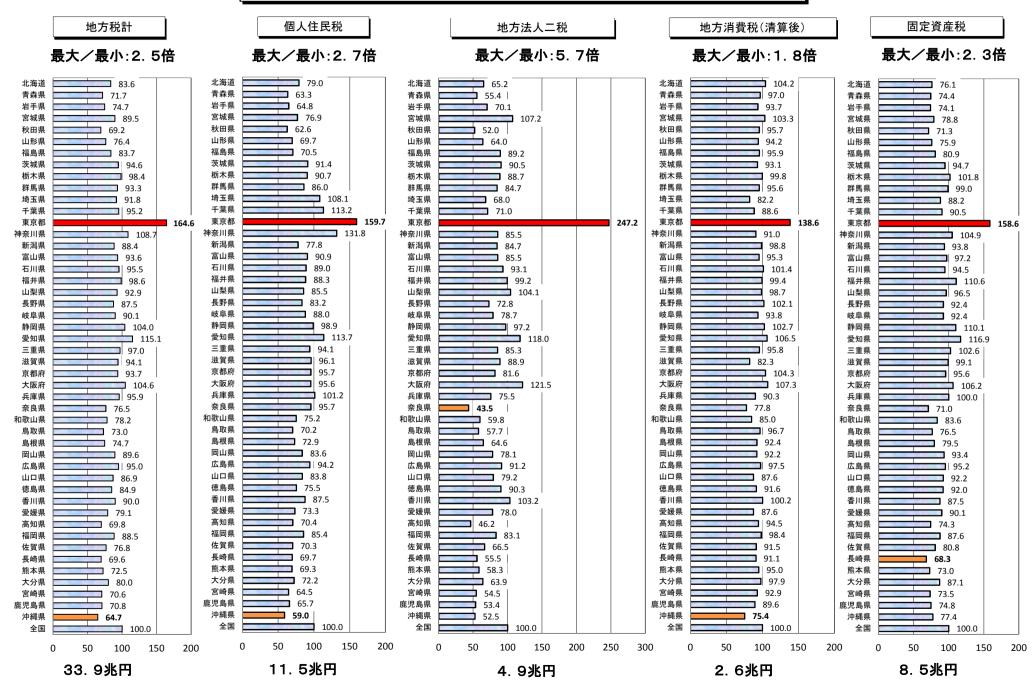
収入割

収入金額

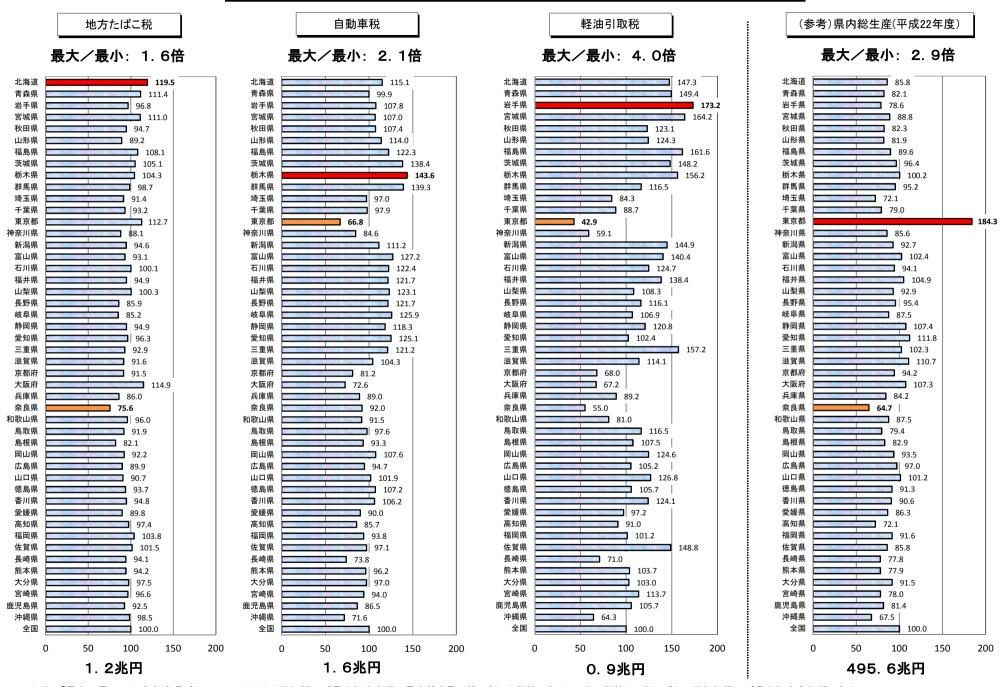
× 1.3%

0. 4兆円

人口一人当たりの税収額の指数①(平成24年度決算額)

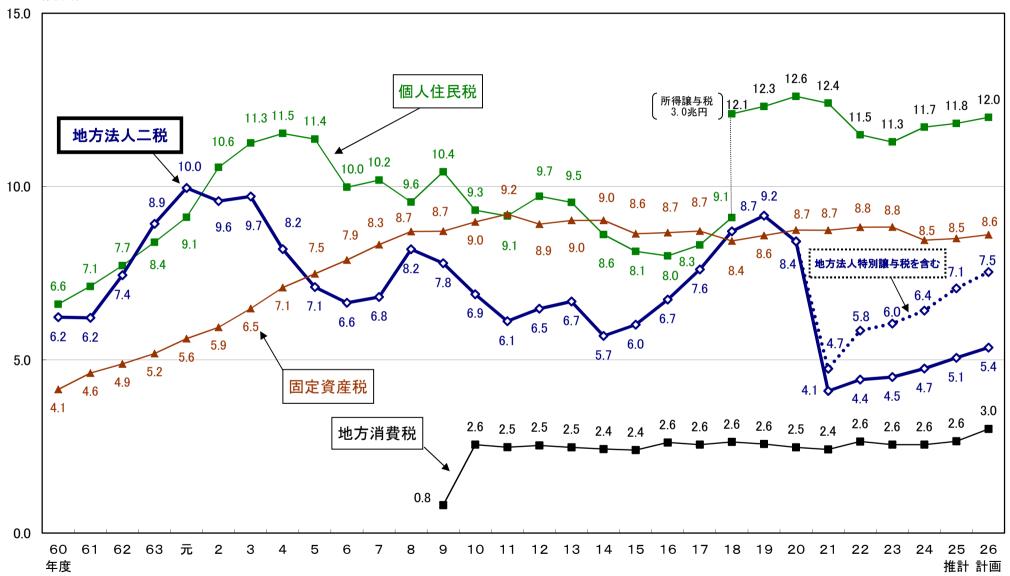


人口一人当たりの税収額の指数②(平成24年度決算額)



主要税目(地方税)の税収の推移





- (注) 1 表中における計数は、超過課税及び法定外税等を含まない。
 - 2 平成24年度までは決算額、25年度は推計額(H25.12時点)、26年度は地方財政計画額である。
 - 3 地方法人二税の平成21年度以降の点線は、国から都道府県に対して譲与されている地方法人特別譲与税を加算した額。 (②) 0.6兆円、② 1.4兆円、③ 1.5兆円、④ 1.7兆円、⑤ 2.0兆円、⑥ 2.2兆円)

「地方法人課税のあり方等に関する検討会」(※)報告書(平成25年11月)(関係部分抜粋)

- ※地方財政審議会に設置 (座長:神野直彦 東京大学名誉教授)
- 法人もその事業活動において、地方団体の行政サービスから受益している以上、<u>受益に応じた負担を法人の事業活動に求めることは適当であり、地方法人課税そのものは引き続き重要な役割を担うべき</u>。
- 地方法人所得課税は、税収の偏在性が大きく年度間の税収の変動が大きいこと等から、
 - 法人住民税法人税割→ 都道府県分及び市町村分の交付税原資化
 - ・ <u>法人事業税所得割</u> → <u>外形標準課税の拡充(付加価値割の充実等)</u> を目指すべき。
- <u>外形標準課税への移行は、法人実効税率を引き下げる効果</u>。一方で、赤字法人等についても受益に応じた税負担を求めることとなる等について懸念の声もある。その際、<u>既に付加価値割が導入されている資本金1億円超の法人について所得割を付加価値割に切り替えていくこと</u>と、<u>資本金1億円以下の法人に付加価値割を導入していくこと</u>のどちらを優先的に進めていくかについても、十分に検討する必要。
- 法人実効税率の議論は、経済界の要望が、法人実効税率の引下げを地方法人特別税・譲与税の 単純廃止で実現すべきとしているように、正に地方法人課税のあり方の論議と直結する議論である ことはいうまでもない。ただ、<u>現下の厳しい地方財政の状況に鑑みれば、単なる法人の負担軽減にと</u> どまるような地方法人課税の見直しを行う余地はない。

平成26年度与党税制改正大綱(地方法人課税の偏在是正)

[消費税率8%段階]

○ 地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を 地方交付税原資化

1. 法人住民税法人税割の税率の改正

[]:制限税率

(都道府県分) 5.0% [6.0%] → 3.2% (\triangle 1.8%) [4.2%] (市町村分) 12.3% [14.7%] → 9.7% (\triangle 2.6%) [12.1%]

2. 地方法人税(仮称)の創設

- ・ 法人住民税法人税割の引下げ分を規模とする国税(国が賦課徴収)
- 法人税額を課税標準とし、税率は4.4%(法人住民税の税率引下げ分相当)
- 税収全額を交付税特会に直接繰り入れ、地方交付税原資化
- 偏在是正により生じる財源(不交付団体の減少分)を活用して地方財政計画に歳出を計上
- 地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に復元

「消費税率10%段階]

○ 消費税率10%段階においては、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。 また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在 是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う。

外形標準課税に関する政府税制調査会答申

平成15年度における税制改革についての答申 一あるべき税制の構築に向けて一(抄) (平成14年11月 政府税制調査会答申)

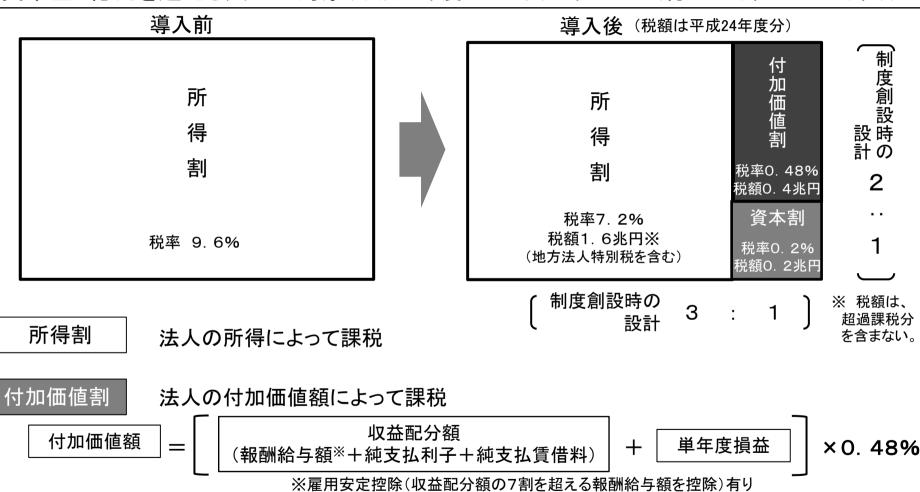
- 第二 平成15年度税制改正における個別税目の改革
 - 二 法人課税
 - 2. 法人事業税(外形標準課税の導入)

法人事業税への外形標準課税の導入は、税負担の公平性の確保、応益課税としての税の性格の明確化、地方分権を支える基幹税の安定化、経済の活性化・経済構造 改革の促進などの重要な意義を有する改革である。

外形標準課税については、厳しい景気の状況を踏まえ慎重に対処すべきとの意見もあったが、受益と負担の関係を明確にして真の地方分権の実現に資するため、早急に導入すべきである。

外形標準課税制度の概要

資本金1億円を超える法人が対象(平成24年度では全法人中1.0%(約2.4万社/245万社))

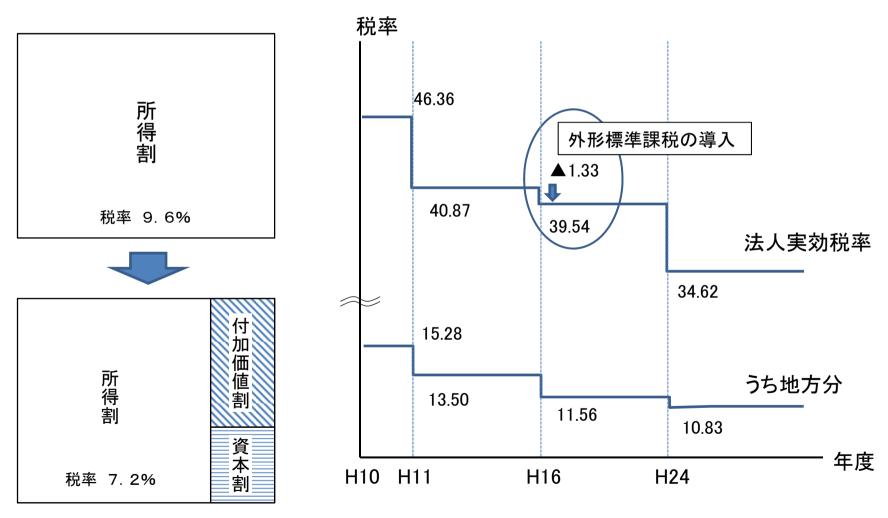


資本割

法人の資本金等の額によって課税(1千億円超部分の割り落とし、持株会社の特例有り)

外形標準課税導入と法人実効税率

平成16年4月から資本金1億円超の法人を対象として、法人事業税所得割の1/4に外形標準課税を導入したことにより、国・地方を通じた法人実効税率は1.33%低下 ※標準税率ベース



東京都ベースでは、外形標準課税の導入により1.36%低下した。

わが国税制の現状と課題-21世紀に向けた国民の参加と選択- (抄) (平成12年7月 政府税制調査会答申)

2. 法人事業税

- (4) 法人事業税への外形標準課税の導入
- ③ 望ましい外形基準のあり方
 - イ. 外形基準の四つの類型の特徴等

(イ) 事業活動価値

a. 法人の事業活動の規模は、その事業活動によって生み出された価値の大きさという形で把握することが可能と考えられます。

事業活動によって生み出された価値の算定については、生産要素である労働、資本財及び土地等への対価として支払われたものが当該価値を構成すると考えられることから、法人の各事業年度における利潤に、給与総額、支払利子及び賃借料を加え、通算することによって行うことができます(この方式によって算定したものを以下「事業活動価値」(仮称)と言います。)。

b. 事業活動価値は、事業活動によって生み出された価値に着目して法人に負担を求める税の課税標準として、法人の人的・物的活動量を客観的かつ公平に示すと同時に、各生産手段の選択に関して中立性が高いものとなると考えられることから、外形基準としては理論的に最も優れていると考えられます。

(二) 資本等の金額

- a. 資本金に資本積立金を加えた金額(以下「資本等の金額」と言います。)も、法人の規模をある程度表しており、事業活動の規模もある程度示すものであると考えられ、納税・課税事務の負担の少ない簡素な課税の仕組みとして、資本等の金額に着目した仕組みを考えることができます。
- b. しかし、法人の事業活動規模を適正に反映させるという観点からは、法人事業税全体をこの形に改革することは現実的ではなく、所得基準による課税や他の外形基準による課税と組み合わせて用いるよう検討すべきであると考えます。

⑤ 導入の時期

法人事業税への外形標準課税の導入は、地方分権を支える安定的な地方税源の確保に資すること、 応益課税としての税の性格の明確化につながるとともに、地方の行政サービスによって受益を得ている法人が薄く広く税を負担することを通じて、税負担の公平化につながること、さらに、所得に係る税負担を相対的に緩和することとなり、より多くの利益を上げることを目指した事業活動を促し、経済の活性化、経済構造改革の促進に資すること等の重要な意義を有する改革であり、きわめて厳しい地方財政の現状等を踏まえれば、すべての都道府県において幅広い業種を対象に、薄く広く負担を求める外形標準課税について、景気の状況等を踏まえつつ、早期に導入を図ることが必要です。

「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」(抄) (平成19年11月 政府税制調査会答申)

第2 各論

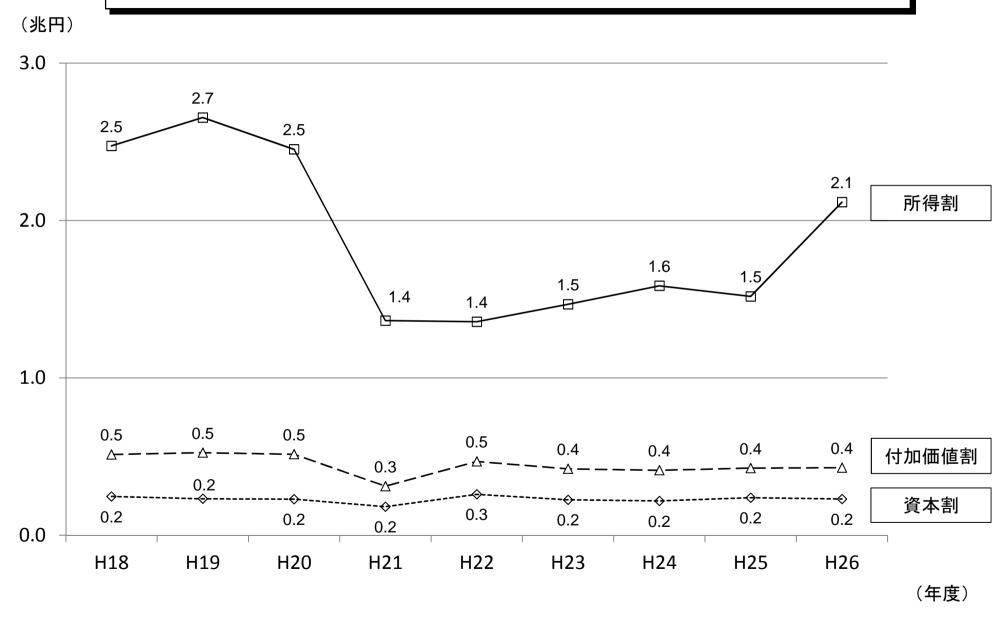
2. 法人課税

(4)地方法人課税

法人事業税の外形標準課税は、税負担の公平性の確保、応益課税としての税の性格の明確化、地方分権を支える基幹税の安定化、経済の活性化等の観点から、平成15年度税制改正において導入されたところである。

外形標準課税は、多数の法人が法人事業税を負担していないという状況の是正を図るとともに、法 人所得に対する税負担を軽減する一方、付加価値等に対して課税するものであり、応益性の観点か ら、将来的には外形標準課税の割合や対象法人を拡大していく方向で検討すべきである。

外形標準課税対象法人における所得割・付加価値割・資本割の税収推移



(注) 各割ごとの税収は、決算値であり、超過課税分を含まない。また、平成25、26年度は地方財政計画ベースの数値。

全国知事会「平成26年度税財政等に関する提案」(平成25年10月)(抄)

〇 地方法人課税の堅持及び外形標準課税制度の拡充等

地方法人課税は、法人の事業活動を支える地方団体からの様々な行政サービス等に対して法人が応分の負担をするという大原則に基づくものであり、地方団体の重要な財源である地方法人課税についての安易な縮減などの議論は受け入れられるものではない。また、景気動向に配慮しつつ、法人事業税の応益課税としての性格の明確化や税収の安定化の観点から、対象法人の資本金要件の見直しや付加価値割の拡大、課税標準である「資本金等の額」の企業実態の適切な反映など、外形標準課税制度の拡充・見直しを検討すべきである。

法人住民税の概要

- 法人住民税は、地域社会の費用について、その構成員である法人にも個人と同様幅広く 負担を求めるもの。
- 法人住民税には、市町村民税と道府県民税がある。それぞれ均等割、法人税割があり、 事務所等を有する法人に、その事務所等が所在する都道府県及び市町村が課税するもの。

均等割

資本金等の額等に応じて定額の負担を求めるもの

「税率」 道府県民税: 2~80万円(制限税率なし)

市町村民税: 5~300万円(制限税率は標準税率の1.2倍)

「税収 】 都道府県: 1,365億円 市町村: 3,983億円

法人住民税

[税収]

都道府県: 7,299億円

市 町 村:18.854億円

法人税割

法人税額に応じた負担を求めるもの

[税率] 道府県民税:法人税額の5% [法人所得の1.28%相当] (制限税率6%)

[3.2% [法人所得の0.82%相当] (制限税率4.2%)]

市町村民税:法人税額の12.3% [法人所得の3.14%相当] (制限税率14.7%)

[9.7% [法人所得の2.47%相当] (制限税率12.1%)]

[税収] 都道府県:5,924億円

市町村:14,871億円

※下段の税率は、平成26年 10月1日以後に開始する事業年度より適用される税率

*税収は、平成24年度決算額(超過課税を含まない。)

法人住民税均等割の税率

道府県民税均等割は法人の資本金等の額、市町村民税均等割は法人の資本金等の額と従業者数により税率を設定

		市町村民税		
		道府県民税	市町村内に有する事務所等の従業者数の合計数	
			50人超	50人以下
	1千万円以下	2万円	12万円	5万円
資本	1千万円超 1億円以下	5万円	15万円	13万円
金等の	1億円超 10億円以下	13万円	40万円	16万円
額	10億円超 50億円以下	54万円	175万円	41 = □
	50億円超	80万円	300万円	41万円

法人実効税率に関する地方団体からの意見

○ 全国知事会「平成26年度税財政等に関する提案」(平成25年10月)

成長戦略に基づく設備投資減税等が政府・与党において取りまとめられ、また与党税制改正大綱(平成25年10月1日)においては、法人実効税率の在り方について、今後、速やかに検討を開始するとされているところであるが、地方法人課税の税率引下げは地方財政に深刻な影響を与えるものであり、また、国税である法人税についても、その一定割合が交付税原資であるほか、法人住民税法人税割の課税標準でもあり、また法人事業税についても所得割の課税標準である所得等が法人税の所得の計算の例により算定されることから、その軽減による地方財政への影響が懸念されるところである。

このため、成長戦略に基づく投資減税や国・地方を通じた法人実効税率の引下げの検討等を行う場合には、政策減税の大幅な見直しによる課税ベースの拡大や、他税目での増収策による代替措置により、必要な地方税財源を確保することも併せて検討し、地方の歳入に影響を与えることのないようにすべきである。

○ 全国市長会「平成26年度都市税制改正に関する意見」(平成25年8月)

法人実効税率の引下げや地方法人課税の見直し等の抜本的な改革を行う場合は、個別団体において行政サービスの低下を招かないよう確実に財源措置すること。

○ 全国町村会「平成26年度税制改正に関する要望」(平成25年11月)

法人実効税率のあり方について議論する場合は、課税ベースの拡大等による所要の地方税財源 の確保を大前提とし、地方財政に影響を与えないこと。

個人住民税の概要

- 個人住民税は、広く住民が地域社会の費用を分担するもの。
- 個人住民税には、市町村民税と道府県民税がある。
- 納税義務者は、市区町村(都道府県)に住所を有する個人である。

均等割

非課税限度額を上回る者に定額の負担を求めるもの

	標準税率(年額)(※)
市町村民税	3, 500円
道府県民税	1, 500円

	税収	納税義務者数
個人住民税	約2,900億円	約6,000万人

個人住民税

(※) 復興財源確保のため、平成26年度から平成35年度分までの間、標準税率が年1,000円(市町村民税500円、道府県民税500円)引き上げられている。

所得割

納税義務者(※)の所得金額に応じた税額の負担を求めるもの(一律10%)

(※)非課税限度額の制度あり

	標準税率
市町村民税	6 %
道府県民税	4 %
計	10%

	税収	納税義務者数
個人住民税	約11兆4,300億円	約5,500万人
(参考)所得税	約15兆1,000億円	約5,100万人

利子割

配当割

株式等譲渡所得割

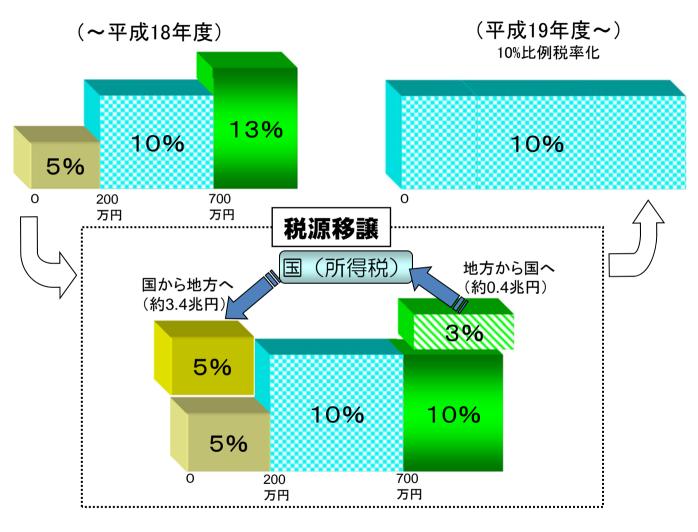
税率 5 %

税収 約2,800億円

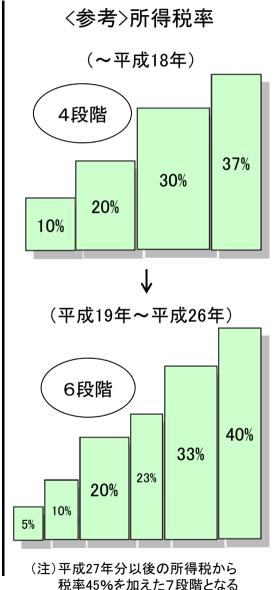
- 源泉分離課税として、所得税(15%)と 合わせて税率20%
- 3/5相当を市町村へ交付

※道府県民税として特別徴収

税源移譲時の個人住民税の税率構造の見直し



- 個人住民税は5%、10%、13%の累進税率から、10%比例税率化
- 一方、所得税は最低税率10%→5%、最高税率37%→40%



固定資産税の概要

- 固定資産税は、シャウプ勧告を契機として行われた昭和25年の地方税制度の根本的改革に伴い創設。
- 固定資産(土地、家屋及び償却資産)の保有と市町村が提供する行政サービスとの間に存在する受益関係に着目し、応益原則に基づき、資産価値に応じて、所有者に対し課税する財産税。
- 〇 どの市町村にも広く存在する固定資産を課税客体としており、税源の偏りが小さく市町村税としてふさわしい 基幹税目。

区分	固 定 資 産 税	
1. 課税客体	土地、家屋及び償却資産 (土地:1億7,896万筆、家屋:5,851万棟)	
2.課税主体	全市町村(東京都23区内は東京都が課税)	
3. 納税義務者	土地、家屋又は償却資産の所有者 (土地、家屋は登記簿上の所有者等を、償却資産は申告のあった所有者等を固定資産課税台帳に登録し課税) (土地:3,987万人、家屋:4,009万人、償却資産:415万人)	
4. 課税標準	価格 (適正な時価) ※ 土地及び家屋は3年ごとに評価替え(直近では平成24年度に実施。次回は平成27年度に予定) ※ 償却資産は、取得価額を基礎として、経過年数に応じ、定率法(旧定率法)により償却	
5. 税 率	標準税率 1.4%	
6. 免税点	土地:30万円、家屋:20万円、償却資産:150万円	
7. 賦課期日	当該年度の初日の属する年の1月1日	
8.税 収 (H24決算額)	8兆4,890億円(土地:3兆3,990億円、家屋:3兆5,514億円、償却資産:1兆5,387億円)	

[※] 税収以外のデータは、平成25年度実績。